製品事故の再発防止・未然防止及び

予防的情報発信の取組みについて

【目的】

安全政策委員会傘下の安全委員会では、平成19年度 に消費者の皆様へ、安全啓発のための情報発信を目的と して「製品を安全にお使いいただくために」のホームペ ージの開設を行いました。開設以降継続してテレビ、オ ーディオ、パソコン等の製品を安全に正しくお使いいた

だくために大切な情報を紹介しています。

URL:http://www.jeita.or.jp/japanese/anzen/
index.html

【主な掲載内容】

主な掲載内容は、以下のとおりです。

- ・製品の正しい使い方
- ・危険な使い方にご注意
- ・長期使用製品の安全について
- ・長年お使いのブラウン管テレビ
- ・リチウムイオン蓄電池と電子機器について
- ・転倒・落下防止対策について
- 重要なお知らせ
- ・製品安全に関する自主行動計画
- ・経済産業省、消費者庁関連サイトへのリンク
- ・独立行政法人製品評価技術基盤機構 製品安全分野へのリンク
- ・関連団体へのリンク

【主な更新内容について】

- DVD レコーダーのトレー内にエアゾールを噴射し、トレーを開閉したところエアゾールの滞留ガスに引火して火災に至った事故事例を踏まえ、思わぬことから事故につながる事例を紹介しながら、注意喚起を行なうために、平成25年1月に「危険な使い方にご注意」のバナーを新設致しました。
- ■昨今、リコール実施中にまだ回収修理されていない リコール未対策品を原因とする*重大製品事故が発生 をしています。リコール製品情報周知強化が重要と なります。平成25年6月にリコール情報の発信強化 として"リコール製品にご注意"のページを新設致し ました。

- *重大製品事故とは、(経済産業省製品安全ガイドホームページから)
- ①一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故のうち、危害が重大であるもの。【死亡事故、重傷病事故(治療に要する期間が 30日以上の負傷・疾病)、後遺障害】
- ②消費生活用製品が減失し、又はき損した事故であって、一般消費者 の生命又は身体に対する重大な危害が生ずるおそれのあるもの。【火 災(消防が確認したもの)】





【ホームページ周知の取組みについて】

平成25年10月に「製品を安全にお使いいただくために」のホームページを広く周知することを目的として、ホームページアドレスの QR コードも取り入れた周知チ

ラシを作成し、本チラシを CEATEC2013の JEITA ブースでの配布や全国電機商業組合連合会(ZDS) へも提供を実施致しました。



【今後の取組みについて】

安全委員会傘下安全推進専門委員会にて実施しています、JEITA製品事故情報収集制度の分析結果や消費者庁及び、独立行政法人製品評価技術基盤機構公表の製

品事故情報の分析を継続実施し、事故の未然防止、再発 防止に貢献できるように更なる情報発信を実施して行き ます。